

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名    | 制限措置：第11条        |         |   |       |                 |  | 第14条第1項第1号 | 第14条第1項第4号 |
|----|--------|------------------|---------|---|-------|-----------------|--|------------|------------|
|    |        | 漁業種類             | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数  | 操業区域  | 漁業時期            | 漁業を営む者の資格  | 継続         | 承継         |
| 1  | 機船船びき網 | いわし船びき網          | 5トン未満   | 48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては60キロワット(30馬力)以下) | 別記1   | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県周南市(旧新南陽市に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                    | ○          | ○          |
| 2  | 機船船びき網 | さより船びき網          | 5トン未満   | 48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては60キロワット(30馬力)以下) | 別記2   | 5月1日から6月10日まで   | 山口県宇部市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○          |
| 3  | ごち網    | たいーそうローラーごち網     | 5トン未満   | 定めなし  | 山口県内海 | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者  | ○          | ○          |
| 4  | 刺し網    | ぼら囲刺し網           | 5トン未満   | 定めなし  | 別記3   | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者  | ○          | ○          |
| 5  | 刺し網    | ぼら囲刺し網           | 5トン未満   | 定めなし  | 別記4   | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                          | ○          | ○          |
| 6  | 刺し網    | ぼら囲刺し網           | 5トン未満   | 定めなし  | 別記5   | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県防府市(大字台道及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                               | ○          | ○          |
| 7  | 刺し網    | ぼら囲刺し網           | 5トン未満   | 定めなし  | 別記6   | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県宇部市(大字藤曲、大字妻崎開作、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目及び西平原4丁目を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○          |
| 8  | 刺し網    | ぼら囲刺し網           | 5トン未満   | 定めなし  | 別記7   | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県宇部市(大字藤曲、大字妻崎開作、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目及び西平原4丁目に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○          |
| 9  | 刺し網    | ぼら囲刺し網           | 5トン未満   | 定めなし  | 別記8   | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県山陽小野田市大字小野田に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                       | ○          | ○          |
| 10 | 刺し網    | あじ、さば流刺し網        | 5トン未満   | 定めなし  | 山口県内海 | 3月1日から翌年2月28日まで | 山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者   | ○          | ○          |
| 11 | 刺し網    | さわら、たい、まながつお流刺し網 | 5トン未満   | 定めなし  | 山口県内海 | 3月1日から12月31日まで  | 山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者   | ○          | ○          |

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名 | 制限措置：第11条 |         |          |            |                  |   | 第14条第1項第1号 | 第14条第1項第4号 |
|----|-----|-----------|---------|----------|------------|------------------|---|------------|------------|
|    |     | 漁業種類      | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域       | 漁業時期             | 漁業を営む者の資格   | 継続         | 承継         |
| 12 | 刺し網 | きず流刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海      | 4月1日から翌年3月31日まで  | 山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者  | ○          | ○          |
| 13 | 刺し網 | すずき刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記9        | 6月1日から9月30日まで    | 山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                      | ○          | ○          |
| 14 | 刺し網 | すずき刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記10       | 5月1日から9月30日まで    | 山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                 | ○          | ○          |
| 15 | 刺し網 | すずき刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記12       | 5月1日から8月31日まで    | 山口県山口市(秋穂西及び秋穂東に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                        | ○          | ○          |
| 16 | 刺し網 | すずき刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記13       | 5月1日から8月31日まで    | 山口県山口市(秋穂二島、名田島、秋穂西及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○          |
| 17 | 刺し網 | すずき刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記14       | 5月1日から9月30日まで    | 山口県山陽小野田市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                   | ○          | ○          |
| 18 | 刺し網 | さより刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記15       | 10月1日から翌年5月10日まで | 山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                               | ○          | ○          |
| 19 | 刺し網 | さより刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記40及び別記41 | 4月1日から翌年3月31日まで  | 山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                 | ○          | ○          |
| 20 | 刺し網 | さより刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記42及び別記43 | 4月1日から翌年1月31日まで  | 山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                      | ○          | ○          |
| 21 | 刺し網 | さより刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記43及び別記44 | 4月1日から翌年1月31日まで  | 山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                 | ○          | ○          |
| 22 | 刺し網 | さより刺し網    | 5トン未満   | 定めなし     | 別記44       | 4月1日から翌年1月31日まで  | 山口県山口市秋穂二島又は名田島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                             | ○          | ○          |
| 23 | 潜水器 | 潜水器       | 5トン未満   | 定めなし     | 別記63       | 11月1日から翌年4月30日まで | 山口県宇部市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                      | ○          | ○          |

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名      | 制限措置：第11条    |  |          |                 |                   |   | 第14条第1項第1号 | 第14条第1項第4号 |
|----|----------|--------------|--|----------|-----------------|-------------------|---|------------|------------|
|    |          | 漁業種類         | 船舶の総トン数  | 推進機関の馬力数 | 操業区域            | 漁業時期              | 漁業を営む者の資格   | 継続         | 承継         |
| 24 | 潜水器      | 潜水器          | 5トン未満  | 定めなし     | 別記53、別記58及び別記64 | 11月1日から翌年6月30日まで  | 山口県山陽小野田市大字埴生に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者               | ○          | ○          |
| 25 | 潜水器      | 潜水器          | 5トン未満  | 定めなし     | 別記53、別記56及び別記57 | 11月1日から翌年6月30日まで  | 山口県山陽小野田市大字小野田に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者              | ○          | ○          |
| 26 | はえ縄      | たい、はも、あなごはえ縄 | 5トン未満  | 定めなし     | 山口県内海           | 8月1日から翌年7月31日まで   | 山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者  | ○          | ○          |
| 27 | はえ縄      | ふぐはえ縄        | 5トン未満<br>(公示時点で5トン以上の船舶で許可を受けている者については、許可証に記載してある総トン数以下) | 定めなし     | 山口県内海           | 8月1日から翌年7月31日まで   | 山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者  | ○          | ○          |
| 28 | たこつぼ     | たこつぼ         | 5トン未満  | 定めなし     | 別記16            | 7月10日から9月9日まで     | 山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○          |
| 29 | 小型機船底びき網 | 手繰第三種(桁網)    | 5トン未満  |          | 山口県内海           | 11月10日から翌年4月19日まで | 山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者  |            | ○          |
| 30 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種(餌びき網)  | 3トン未満  |          | 別記17            | 4月1日から翌年3月31日まで   | 山口県下松市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                      | ○          | ○          |
| 31 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種(餌びき網)  | 3トン未満  |          | 別記18            | 4月1日から翌年3月31日まで   | 山口県周南市(旧徳山市(大字戸田を除く)に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○          |
| 32 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種(餌びき網)  | 3トン未満  |          | 別記59            | 4月1日から翌年3月31日まで   | 山口県防府市(大字富海、大字牟礼及び大字江泊に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○          |
| 33 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種(餌びき網)  | 3トン未満  |          | 別記19            | 4月1日から翌年3月31日まで   | 山口県防府市(大字向島、大字新田及び大字浜方に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○          |

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名      | 制限措置：第11条               |         |          |            |                   | 第14条第1項第1号   | 第14条第1項第4号 |    |
|----|----------|-------------------------|---------|----------|------------|-------------------|--|------------|----|
|    |          | 漁業種類                    | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域       | 漁業時期              | 漁業を営む者の資格  | 継続         | 承継 |
| 34 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種(餌びき網)             | 3トン未満   |          | 別記20       | 4月1日から翌年3月31日まで   | 山口県防府市(大字田島及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○  |
| 35 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種(餌びき網)             | 3トン未満   |          | 別記21       | 4月1日から翌年3月31日まで   | 山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○  |
| 36 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種(餌びき網)             | 3トン未満   |          | 別記22       | 4月1日から翌年3月31日まで   | 山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                    | ○          | ○  |
| 37 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種・第三種(なまここぎ網・なまこ桁網) | 3トン未満   |          | 別記60       | 11月10日から翌年3月20日まで | 山口県下松市及び周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 29の許可を有しない者                                   | ○          | ○  |
| 38 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種・第三種(なまここぎ網・なまこ桁網) | 3トン未満   |          | 別記40       | 12月25日から翌年1月31日まで | 山口県防府市(大字台道及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 29の許可を有しない者                        | ○          | ○  |
| 39 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種・第三種(なまここぎ網・なまこ桁網) | 3トン未満   |          | 別記61       | 11月10日から翌年3月25日まで | 山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 29の許可を有しない者                   | ○          | ○  |
| 40 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種・第三種(なまここぎ網・なまこ桁網) | 3トン未満   |          | 別記42       | 11月10日から翌年3月25日まで | 山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)、山口県防府市(大字台道及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 29の許可を有しない者 | ○          | ○  |
| 41 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種・第三種(なまここぎ網・なまこ桁網) | 3トン未満   |          | 別記43       | 12月1日から翌年3月15日まで  | 山口県山口市(秋穂西及び秋穂東に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 29の許可を有しない者                          | ○          | ○  |
| 42 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種・第三種(なまここぎ網・なまこ桁網) | 3トン未満   |          | 別記44       | 12月1日から翌年3月31日まで  | 山口県山口市(秋穂二島、名田島、秋穂西及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 29の許可を有しない者   | ○          | ○  |
| 43 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種・第三種(なまここぎ網・なまこ桁網) | 3トン未満   |          | 別記46及び別記48 | 11月21日から翌年3月31日まで | 山口県山口市阿知須に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 29の許可を有しない者                                     | ○          | ○  |

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名      | 制限措置：第11条              |         |          |   |                                 | 第14条第1項第1号  | 第14条第1項第4号 |    |
|----|----------|------------------------|---------|----------|---|---------------------------------|---|------------|----|
|    |          | 漁業種類                   | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域  | 漁業時期                            | 漁業を営む者の資格   | 継続         | 承継 |
| 44 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網) | 3トン未満   |          | 別記46、別記53及び別記62   | 12月1日から翌年3月31日まで                | 山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 29の許可を有しない者      | ○          | ○  |
| 45 | 小型機船底びき網 | 手繰第二種・第三種(なまこぎ網・なまこ桁網) | 3トン未満   |          | 別記53及び別記62  | 12月1日から翌年3月31日まで                | 山口県宇部市(大字東岐波を除く)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者かつNo. 29の許可を有しない者 | ○          | ○  |
| 46 | 小型機船底びき網 | 手繰第三種(貝桁網)             | 5トン未満   |          | 別記60  | 11月10日から11月30日まで及び1月6日から1月31日まで | 山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者で、関係する共同漁業権者の同意を得た者                       | ○          | ○  |
| 47 | 建網       | 建網                     | 5トン未満   | 定めなし     | 別記23  | 4月1日から翌年3月31日まで                 | 山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                     | ○          | ○  |
| 48 | 建網       | 建網                     | 5トン未満   | 定めなし     | 別記11  | 1月1日から12月31日まで                  | 山口県山陽小野田市に漁業根拠地を有する者  | ○          | ○  |
| 49 | 建網       | めばる建網                  | 5トン未満   | 定めなし     | 別記43  | 12月1日から翌年5月31日まで                | 山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者            | ○          | ○  |
| 50 | 建網       | めばる建網                  | 5トン未満   | 定めなし     | 別記43及び別記44  | 12月1日から翌年5月31日まで                | 山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者       | ○          | ○  |
| 51 | 建網       | めばる建網                  | 5トン未満   | 定めなし     | 別記44  | 12月1日から翌年5月31日まで                | 山口県山口市秋穂二島又は名田島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                   | ○          | ○  |
| 52 | かご       | あなごかご                  | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記37、別記39、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。 | 1月1日から12月31日まで                  | 山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                     | ○          | ○  |
| 53 | かご       | あなごかご                  | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記38、別記39、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。 | 1月1日から12月31日まで                  | 山口県防府市大字野島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                        | ○          | ○  |
| 54 | かご       | あなごかご                  | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記41、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。 | 1月1日から12月31日まで                  | 山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者       | ○          | ○  |

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名 | 制限措置：第11条 |         |          |  |                | 第14条第1項第1号  | 第14条第1項第4号 |    |
|----|-----|-----------|---------|----------|--|----------------|---|------------|----|
|    |     | 漁業種類      | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域   | 漁業時期           | 漁業を営む者の資格   | 継続         | 承継 |
| 55 | かご  | あなごかご     | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記42、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。                | 1月1日から12月31日まで | 山口県防府市(大字台道及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者      | ○          | ○  |
| 56 | かご  | あなごかご     | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記42、別記43、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者      | ○          | ○  |
| 57 | かご  | あなごかご     | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記43、別記44、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○  |
| 58 | かご  | あなごかご     | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記44、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市秋穂二島又は名田島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者             | ○          | ○  |
| 59 | かご  | あなごかご     | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記46、別記47、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市阿知須に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                   | ○          | ○  |
| 60 | かご  | あなごかご     | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記44、別記47、別記48、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。 | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市嘉川、江崎、深溝に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者              | ○          | ○  |
| 61 | かご  | あなごかご     | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記46、別記50、別記51、別記52、別記53及び別記54の区域はこの限りではない。   | 1月1日から12月31日まで | 山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                 | ○          | ○  |
| 62 | かご  | あなごかご     | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記51、別記52、別記53及び別記54はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県宇部市(大字東岐波を除く)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者            | ○          | ○  |

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名 | 制限措置：第11条 |         |          |  |                | 第14条第1項第1号  | 第14条第1項第4号 |    |
|----|-----|-----------|---------|----------|--|----------------|---|------------|----|
|    |     | 漁業種類      | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域   | 漁業時期           | 漁業を営む者の資格   | 継続         | 承継 |
| 63 | かご  | あなごかご     | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記52、別記53、別記54及び別記55はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県山陽小野田市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                   | ○          | ○  |
| 64 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記24   | 1月1日から12月31日まで | 山口県周南市大字榑ヶ浜、大字栗屋、大字大島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者       | ○          | ○  |
| 65 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記41、別記50、別記52及び別記55はこの限りではない。                | 1月1日から12月31日まで | 山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○  |
| 66 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記42、別記50、別記52及び別記54の区域はこの限りではない。             | 1月1日から12月31日まで | 山口県防府市(大字台道及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者      | ○          | ○  |
| 67 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記42、別記43、別記50、別記52及び別記54の区域はこの限りではない。        | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者      | ○          | ○  |
| 68 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記43、別記44、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○  |
| 69 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記44、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市秋穂二島又は名田島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者             | ○          | ○  |
| 70 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記46、別記47、別記48、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。 | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市阿知須に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                   | ○          | ○  |

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名 | 制限措置：第11条 |         |          |  |                | 第14条第1項第1号   | 第14条第1項第4号 |    |
|----|-----|-----------|---------|----------|--|----------------|--|------------|----|
|    |     | 漁業種類      | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域   | 漁業時期           | 漁業を営む者の資格  | 継続         | 承継 |
| 71 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記44、別記47、別記48、別記49、別記50、別記52及び別記54はこの限りではない。 | 1月1日から12月31日まで | 山口県山口市嘉川、江崎、深溝に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                               | ○          | ○  |
| 72 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記46、別記50、別記51、別記52、別記53及び別記54はこの限りではない。      | 1月1日から12月31日まで | 山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                  | ○          | ○  |
| 73 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記51、別記52、別記53及び別記54はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県宇部市(大字東岐波を除く)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                             | ○          | ○  |
| 74 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記51、別記52、別記53、別記54及び別記56の区域はこの限りではない。   | 1月1日から12月31日まで | 山口県宇部市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                       | ○          | ○  |
| 75 | かご  | かにかご      | 5トン未満   | 定めなし     | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、別記39、別記50、別記52、別記53、別記54及び別記55はこの限りではない。           | 1月1日から12月31日まで | 山口県山陽小野田市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                    | ○          | ○  |
| 76 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記25   | 7月1日から9月19日まで  | 山口県下松市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                                       | ○          | ○  |
| 77 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記26   | 7月1日から9月19日まで  | 山口県周南市大字櫛ヶ浜、由加町、鼓海、大字栗屋、大字大島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                 | ○          | ○  |
| 78 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記27   | 7月1日から9月19日まで  | 山口県周南市(旧徳山市(大字戸田、大字櫛ヶ浜、大字栗屋及び大字大島を除く。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○  |

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名 | 制限措置：第11条 |         |          |      |                 | 第14条第1項第1号  | 第14条第1項第4号 |    |
|----|-----|-----------|---------|----------|------|-----------------|---|------------|----|
|    |     | 漁業種類      | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期            | 漁業を営む者の資格   | 継続         | 承継 |
| 79 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記28 | 7月1日から9月19日まで   | 山口県周南市(旧新南陽市及び旧徳山市(大字戸田及び大字大津島に限る。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                           | ○          | ○  |
| 80 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記38 | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県防府市大字野島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者  | ○          | ○  |
| 81 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記41 | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○  |
| 82 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記42 | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限る。)、山口県防府市(大字台道及び大字西浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                       | ○          | ○  |
| 83 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記43 | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県山口市(秋穂西及び秋穂東に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者  | ○          | ○  |
| 84 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記44 | 1月1日から12月31日まで  | 山口県山口市(秋穂二島、名田島、秋穂西及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。))に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者                         | ○          | ○  |
| 85 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記48 | 1月1日から12月31日まで  | 山口県山口市阿知須に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○  |
| 86 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記29 | 4月1日から翌年3月31日まで | 山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○  |
| 87 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記30 | 4月1日から12月31日まで  | 山口県宇部市大字西岐波又は床波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○  |
| 88 | かご  | 雑魚かご      | 5トン未満   | 定めなし     | 別記31 | 4月1日から12月31日まで  | 山口県宇部市(大字東岐波、大字西岐波、床波、大字藤曲、大字妻崎開作、居能町1丁目、居能町2丁目、居能町3丁目及び西平原4丁目を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○          | ○  |

制限措置(周南農林水産事務所(光市に係るものを除く)、山口農林水産事務所及び美祢農林水産事務所管内に係るもの)

| No | 漁業名     | 制限措置：第11条       |         |          |  |                 | 第14条第1項第1号   | 第14条第1項第4号 |    |
|----|---------|-----------------|---------|----------|--|-----------------|--|------------|----|
|    |         | 漁業種類            | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域   | 漁業時期            | 漁業を営む者の資格  | 継続         | 承継 |
| 89 | かご      | 雑魚かご            | 5トン未満   | 定めなし     | 別記58及び別記64<br>ただし、別記58に係る漁場については、殖生地区の単独管理区域に限る。 | 1月1日から12月31日まで  | 山口県山陽小野田市大字殖生に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者  | ○          | ○  |
| 90 | かご      | めばるかご           | 5トン未満   | 定めなし     | 別記38   | 1月1日から12月31日まで  | 山口県防府市大字野島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○  |
| 91 | かご      | めばるかご           | 5トン未満   | 定めなし     | 別記45   | 5月1日から10月31日まで  | 山口県山口市秋穂西又は秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者  | ○          | ○  |
| 92 | かご      | めいぼかご           | 5トン未満   | 定めなし     | 別記15   | 5月1日から11月30日まで  | 山口県下松市、山口県周南市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者  | ○          | ○  |
| 93 | げんしき網   | げんしき網           | 5トン未満   | 定めなし     | 別記32   | 7月1日から11月30日まで  | 山口県防府市(大字台道、大字西浦及び大字野島を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者  | ○          | ○  |
| 94 | げんしき網   | げんしき網           | 5トン未満   | 定めなし     | 別記33   | 7月1日から10月31日まで  | 山口県山口市(秋穂二島、名田島、秋穂西及び秋穂東(旧大海村の区域を除く。)に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者   | ○          | ○  |
| 95 | げんしき網   | げんしき網           | 5トン未満   | 定めなし     | 別記34   | 5月11日から10月31日まで | 山口県宇部市大字東岐波に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者  | ○          | ○  |
| 96 | げんしき網   | げんしき網           | 5トン未満   | 定めなし     | 別記35   | 5月11日から10月31日まで | 山口県宇部市(大字東岐波、大字西岐波及び床波を除く。)に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者  | ○          | ○  |
| 97 | 小型定置網   | 建干網             | 定めなし    | 定めなし     | 別記36   | 3月1日から11月30日まで  | 山口県山陽小野田市大字殖生に漁業根拠地を有する者又は漁業協同組合   |            |    |
| 98 | うなぎ稚魚漁業 | たも網を使用するうなぎ稚魚漁業 | 定めなし    | 定めなし     | 別記65   | 2月1日から4月30日まで   | 内共第9号共同漁業権(令和6年4月1日付けで免許された免許番号)の漁業権者で、かつ、厚狭川(内共第9号共同漁業権に基づく漁場の区域)でのうなぎ増殖行為のためうなぎの稚魚(全長20センチメートル以下のうなぎ)を採捕する漁業協同組合 |            |    |